

Title	労農露国の労働組合
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.12 (1920. 12) ,p.1743(93)- 1748(98)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19201201-0093

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

社會の改革に従ひ洋服界の理想も漸次向上し
生地、スタイル、俱に精選改良に向ふ。店主は
常に歐米斯界の新潮に觸れ、嶄新低價を旨とし
日夜努力す。乞ふ是非御一覽を

御一報次第參上

慶應義塾御用

小川洋服店

芝區愛宕町三丁目五番地

電話芝三八九四番

雜 錄

勞農露國の勞働組合

堀江 歸一

勞農露國の勞働組合と云つても、別に著しい特徴はない、要するに「インダストリアル、ユニオニズム」の命ずる所に據つて、勞働組合を改造し、斯く改造された勞働組合を以て、經濟組織の基礎にして行かうとする點に於て、自ら異色を示すのである。左に此主義から出来る組合運動の一斑を述べやう。

第一 勞働組合の定義

今日露國の政治經濟其他の事物を支配して居る「ボルシエヰズム」では、勞働組合を何と解釋しつゝあるか。此主義の下に於ては、勞働組

合は決して賃銀を維持し、増進しやうとする勞働者の組織でもなければ、失業の際に、組合員に援助を與へるとか、事業主と契約を締結する場合に、各自の利益を保護するとか云ふやうなことを計畫する勞働者の結社でもない。第二「インターナショナル」は勞働組合に對して、勞働條件を改善し、資本的生産制度の下に、是等諸條件の壓迫されることに對抗して、闘争する目的の下に、或る職業に於ける勞働者の永久的結合であると云ふ定義を下したが、是れ亦「ボルシエヰズム」の承認する所ではない。此主義を奉ずる人々が勞働組合に對して、正確な見解を定めやうと試みたのは、實に千九百十三年に始まるのであつて、當時に於ては、左の如き意見が主義者の間に廣く認められたやうであつた。

勞働組合と云ふものは産業の或る部面（或る

種類の職業ばかりでなく)に属する労働者の永久的結合であつて、其目的とする所は労働の経済的闘争を指導し、且つ無産者階級の政黨と歩調を一にして、賃銀労働を廢止し、社會主義の勝利を期する點に外ならない。

千九百十三年労働組合に對して、右の定義が用ひられて以來、露國に於ける社會上の状態は種々の方面に於て、急變した。權力は労働者階級に移り、有産者階級は壓倒されることゝ爲つたが、此變動と共に、露國に於ける労働組合の職分の異なつて來たのは、當然であつて、千九百十八年の第一回全露労働組合聯合大會は「十月革命は労働者階級と極貧の農夫階級に權力を移した爲めに、總ての労働者組織に對し、又労働組合に對して、活動する新な状況を作るに至つた」と云ふことを決議した。即ち今日の労働組合は労働力を賣る場合に、労働者を防護する

もの考へて居らない、從來労働力を支配した企業者の如き階級は消滅した、斯くて労働組合は同盟罷業を計畫する爲めに、罷業基金を蓄積する必要を感じないやうに爲つたが、然らば労働組合は新に如何なる職務に當ることゝ爲つたかと云へば、全露労働組合聯合大會は此點に就て、左の如き答辯を與へて、居るのである。

労働組合の活動する中心點は今日經濟制度を組織する領域に移されなければならぬこと。今日露西亞に於ける産業的労働組合は無産者階級の支配を基礎として、設けられた經濟組織の一部である總ての労働者の永久的組織でなければならぬこと。

然らば斯る主義を基礎として、社會を改造するに就て、産業的労働組合は社會に向つて、何を要求するかと云へば、要するに左の十個條に外ならない。

第一、國民經濟會議に於ける各部局を通じて、生産組織に干與すること、

第十、労働法規に従ひ、從來企業者が組織して居つたと同様の國家を無産者階級が作らうとするやうな場合には、其偏見私慾を矯正するに全力を盡すこと、

第二、戦時並に現時の經濟的恐慌に依つて破壊された生産力の復興に干與すること、

第二、生産の各部門に依る労働組合の組織

第三、労働に關し、又其全國に於ける分布に關して、統計を編成すること、

第四、都市と村落との間に、組織的に物資の交換を爲す委員會に干與すること、

第五、一般労働の徵募を完成する仕事に干與すること、

第六、國家の食糧機關や、食糧委員會や、消費者組合を援助すること、

第七、運輸機關の活動や、燃料の分配に關しても、援助を與へること、

從來國際的労働運動に於ては、第一職業を基礎として、労働組合を組織するものと、第二生産の各部門を以て、労働組合組織の基礎に充てるものと、二個の潮流が相争つて居つた。此第一の原則は即ち産業的労働組合を主義とするものであつて、是れは同盟罷業の場合に、大なる利益を生ずると云ふ點から、資本制度の今日に於ても、無産者階級に對して、有用のものとして考へられる。蓋し産業的組合であれば、其掌裡に一つの職業ばかりでなく、生産の全體の部門を包擁することゝ爲る。労働組合にして、或る産

業の大部分を包擁したならば、容易に生産を停止することも出来れば、事業主を強要することも出来、斯くて資本主義的國家をして譲歩するに至らしめるのである。マルクス派の極端論者は産業的組合こそ、生産の全機關を觀察するに就て、恰好の地位に居り、將來の生産に組織を立てるのに、適當の機關であると考へて居る。勞農露西亞に於ては、既に或る主義の下に、經濟組織の改造が其緒に就いて居るから、特に産業的組合の成立を必要とする。今日全露に亘つて、三十四の組合が存在して居るが、吾人の考へる所では、是等を合併して、少なくとも二十位ひにすることが急務であり、労働組合と云ふやうな名稱も廢棄して、産業的組合と呼ぶのが至當である。

第三、集中か分散か

國際的労働組合の運動に關聯して、舊來から

る。而して一旦此事が決定されたならば、労働組合をして産業に干與させることは、必然の事實と爲らざるを得ない。

此信念は大體に於て、眞實であると認められる。現に労働組合が漸次國家機關の職分を爲して居ることは、明瞭の事實であつて、組合が労働者を移動させる時、彼等を或る都會に送る時之を送るに就ての鐵道貨銀を交渉する時などには、國家の機關たる自信を以つて、事に當るのである。

第五、労働組合と専門家の誘致

第六、ソヴェエツトとの關係

第七、同等權利の理論

(以上の三綱領に關する説明は少しく憚る所あるを以つて全部を省略する)

第八、労働組合の工場委員

工場委員會は最近三年間に於て、著しき發展

組合は集中させるか、分散させるかと云ふ問題がある。世界到る所の「オツポーチユニスト」は小なる獨立の組合を組織し、一ツの中心點に統轄されず、随つて資本家に對抗する職分を盡し得ないやうな状態と爲ることを可なりとするが、之に反對する者は最大の集中を必要とする。若しも資本主義國に於てすら、事業主に對し、政府に對して、成功する闘争を試みる場合に、最大の集中が必要でありとしたならば、勞農露西亞に於ても、同様の必要がある。蓋し斯の如くして、産業的組合は全露を範圍とする國民經濟の組織に干與するに至るからである。

第四、労働組合の國有

全露労働組合聯合大會は千九百十八年一月左の如き決議を發表した。

本會議の信する所を以つてすれば、今日は労働組合を國家の機關とする時機に達して居

を遂げた。蓋し二月革命と十月革命との間に於て、生産に對する監督を行う爲めに成立した最初の組織は即ち工場委員會であつて、十月革命後に於ては、是等の委員會は産業の國有を實行する機關と爲り、國有と爲つた産業の行政に缺掌する労働者は多く是等委員會の委員から拔擢されたのである。

第九、労働組合と強制労働義務

強制労働の制度に移ることは、労働組合に取つて、新しい問題である。從來労働組合は組合員を強制して、労働に就かせたことは、一再ならずある。又組合員を強制して、或る方面に送致したこともあれば、自由の移動を禁止したこともある。蓋し是等は労働者階級に取つて、最悪の敵とも見る可きものを敗るに就て、必要の處置であつたのである。今や經濟的破壊に對抗し、饑饉と寒氣との二者から、此國家を救濟し

やうとするには、勞働組合は以前よりも強い程度で、勞働者強制を加へなければならぬと考へられる。思ふに勞働軍隊を編成することは、勞働を軍隊化して、一般的勞働義務を強制する第一歩であるとしなければならぬ。

第十、現在の勞働組合運動に於ける缺點

現在の勞働組合は随分大きな仕事をして居るが、同時に今日の如き過渡期に際して、種々の缺陷なきを得ない。例へばヴォルガ河に於ける運搬夫組合の指導者は賃銀に關する組合員の私慾的要求を支持して居りながら、一方に不法掠奪に對抗しやうとする「ソツキエツト」の權力を助けたいのは、要するに組合員の無智であつて、狭い利害を代表する結果に外ならない。吾人は組合が偏狹な團體的利害を防護することの以上に、其知見を進めなければならぬ。是等不

都合な事に對して、闘うのが新勞働組合の使命であつて、之に加ふるに勞働組合の官僚的に爲ることを防ぐ必要がある。勞働組合の總會に出席する組合員は全體に對して、極めて少數であり、是等少數者中の少數者が組合の事務に干與し、組合の理事者は必ずしも生活上に於て、多數の組合員と接觸を保たない、如何に不熟練勞働者の賃銀が低廉であつても、組合の包括する職業と無關係であると云ふを以て、組合として彼等の地位を改善することに力を致さないと云ふ諸點は吾人の何としても排斥せざるを得ざる所である。

以上は Current History Magazine 九月號所載の記事中から、自由に抜抄翻譯したものである。

革新文學の佛國大革命

命に及ぼしたる影響

占部百太郎

(一)

ルイ第十四世は多年の外戦と豪奢なる宮中生活によつて財政を紊亂せしめ、爲に佛國に於ける專制政治の衰滅を促進せしめたり。然るに王は他の方面よりも、專制政治に對する信用を失墜せしめ、以て間接に所謂『舊制度』(Ancien Régime) の破壊に氣勢を副へたり。其の次第はルイ大王の保護、獎勵を加へし佛蘭西の文學及び哲學は第十七世紀の終末より第十八世紀の中葉に亘りて、非常の盛觀を呈し、數多の革命思想は此の間に養成せられたればなり。當時に於ける佛國の哲學主義は、告白の大膽なること、及

び懷疑的並びに革命的なることに於て、其の特色を發揮せり。而して其の窮極の目的は、當時の不條理不平等なる政治上及び社會上の組織及び制度を改造するに在りき。數多輩出せし當代の學者思想家、其の所説の革命の煽動に與つて最も力ありたる者、モンテスキュー、ヴォルテール、ルソー、デドロワ及び所謂『重農學派』(Physiocrats)中の二三者なりとす。而して英國の功利學派も亦佛蘭西革命の勃發に多少の影響を及ぼせり。

(一)

是等學者思想家の中、其の學説の革命の勃發に與つて力ありたるのみならず、影響の久しきに亘り、且つ其の効果の大なりし點より見れば、先づモンテスキューを挙げざる可からず。彼の著『萬法精理』(Esprit des Lois) (一七四八年) は政治社會に於ける人々の行動を支配す可